

防府市予防接種連絡協議会設置要綱

平成7年4月1日制定

(目的及び設置)

第1条 市長が実施する予防接種を円滑に行うため、防府市予防接種連絡協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 協議会は、予防接種の実施にあたり、関係機関が円滑に予防接種を実施できるよう連絡調整を行う。

(委員)

第3条 協議会の委員は、次に掲げる者をもって構成する。

(1) 防府医師会 3名

(2) 防府市 2名

2 前項の委員のほか、学識経験者を臨時の委員として加えることができる。

(任期)

第4条 委員の任期は、予防接種に関与する役職にある期間とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員に欠員を生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第5条 協議会に会長1名を置き、健康福祉部長をもってあてる。

(会議)

第6条 会議の議長は、健康福祉部長をもってあてる。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、健康福祉部健康増進課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成7年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成9年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。